

「おかやま生体信号研究会」会則

(名称)

第1条 本会は、「おかやま生体信号研究会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、生体信号に関心を有する研究者・技術者等のネットワークを構築して交流を活発化することにより、県内の大学等の研究機関での生体信号関連の研究・開発の高度化を図るとともに、企業・団体等での生体信号関連技術の実用化を促進して岡山県の産業活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この会則において、「生体信号」とは、ヒトの動き・脳波・筋電・心電・血圧など、ヒトをはじめとする生き物に由来する信号の総称をいう。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 生体信号関連情報の収集・共有活動
- (2) 会員相互の情報交換・交流機会の提供
- (3) 共同調査・共同研究等の促進
- (4) 研修会・見学会等の実施
- (5) 生体信号技術を活用した産業の育成協力
- (6) その他、本会の目的達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、生体信号関連技術に関心を有する岡山県を中心とする大学等・企業・機関等の団体または個人とする。

- 2 入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。
- 3 会員は、書面等により事務局に届け出ることにより随時退会することができる。
- 4 本会の会員として適当でないと認められる場合は、運営委員会の審議を経て除名することができる。

(役員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名
- 2 役員は、会員の互選とし、会員総会で選出する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、大学等と産業界から各1名とし、会長を補佐し、必要により代行する。
- 5 幹事は、本会の活動などの会務について、立案に参画し、その実施にあたる。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 運営委員会の議により、顧問を置くことができる。
- 9 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(幹事会)

第7条 会長、副会長、幹事により幹事会を構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、本会の活動などの会務について審議し立案する。

(運営委員会)

第8条 会長、副会長、幹事、および会員総会で会員の中から選出された運営委員で運営委員会を構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 運営委員会は、本会の重要な活動などの会務について審議し決定する。

3 緊急を要する事項については、会長の判断で持ち回り運営委員会を開催することができる。この場合、会長は全委員の賛否を求め、その過半数の同意を得ることにより運営委員会の決定に代えるものとする。

(会員総会)

第9条 会員総会は、事業年度ごとに1回、および会長が必要と認めた際に、会長が招集して開催する。

2 会員総会は、会長が議長となり、次のことを承認・議決する。

(1)前年度の活動報告および決算

(2)当年度の活動計画および予算

(3)役員および運営委員の選出

(4)会則の変更

(5)その他、運営委員会が必要と認めた事項

3 会員総会における議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。

(分科会)

第10条 本会に、必要に応じて分科会を設けることができる。

(守秘義務)

第11条 会員は、本会から知り得た未公開の情報を、情報源者の了解なしに第三者に開示・漏洩してはならない。

(会計)

第12条 運営に必要な経費は、会費、外部からの助成金およびその他の収入を充てる。

(会費)

第13条 会費は次の通りとする。なお、既に納入した会費は返還しないこととし、会費納入について必要な事項は幹事会および運営委員会において定める。団体会員:無料、個人会員:無料

(事業年度)

第14条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、運営委員会で決定した組織に置く。

2 事務局業務は、運営委員会が指名する複数の者が分担して行うことができる。

(会則の変更)

第16条 この会則の変更には、会員総会における出席者の過半数の同意による議決を要する。

(その他)

第17条 この会則に定めるものの他、本会の運営について必要な事項は、運営委員会での審議により決定する。

2 附則の変更は、運営委員会の審議・決定により行うことができる。

附 則

- 1 この規約は、平成21年12月7日から施行する。
- 2 設立当初の役員等の任期は、この会則の規定に関わらず、平成21年12月7日から平成24年3月31日までとする。
- 3 設立当初の事務局は、この会則の規定に関わらず、岡山大学大学院自然科学研究科産業創成工学専攻知能機械システム学講座知能機械制御学研究室に設置する。
- 4 平成 22 年度の会員総会は、この会則の規定に関わらず、平成21年12月7日の設立総会をもって開催したものと見なす。
- 5 平成 24 年 6 月 28 日 一部改定(第 13 条 会費)
- 6 平成 28 年 5 月 20 日より、事務局を岡山大学大学院保健学研究科検査技術科学分野に設置する。
- 7 平成 30 年 6 月 8 日より、事務局を岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科医療機器医用材料部門認知神経科学分野に設置する。
- 8 令和 7 年 7 月 4 日、一部改定 (第 13 条 会費金額)。会費金額については年度ごとに運営委員会で審議する。